

野庭地域ケアプラザ 倫理規程

住み慣れた地域社会の中で、人としての尊厳が守られ、自立と社会参加が保障されて生きていく事は、当然の権利です。

私たちの施設においても、利用者一人ひとりの特性やニーズに即した生活を支え、主体的に生きていくための取り組みが求められています。

それには、利用者の自己決定を尊重し、質の高いサービスの提供や地域の関係機関とネットワークを組むなど、地域生活に必要な環境を整えることが重要です。

さらには、私たち職員の意識のもち方、新しい取り組みへの工夫が必要であり、常に「人権」を尊重した次のような基本姿勢を堅持し、創意工夫をもって利用者の支援介護を行います。

- 1 私たちは、利用者の人としての尊厳を大切にし、利用者の性別、年齢、宗教、家庭状況、能力、加齢による疾病や障がい等あらゆる理由において差別しません。
- 2 私たちは、職務遂行にあたり、法令および法人の諸規定を遵守します。
- 3 私たちは、業務上知り得た秘密や情報を他に漏らすことはしません。
- 4 私たちは、利用者のプライバシーを守り、侵害しません。
- 5 私たちは、利用者の主体性、個性を尊重し、自己選択や自己決定ができるように工夫し支援・介護を行います。
- 6 私たちは、利用者の人権を擁護する者としての自覚を持ち、利用者と共に対等な立場で接するとともに必要な支援、介護を求められた時は誠実に対応します。
- 7 私たちは、利用者への虐待、暴言、セクハラ等あらゆる権利侵害を絶対に行いません。
- 8 私たちは、利用者への的確な支援、介護を行うために、専門性の向上と倫理の確立に向けて自己研鑽に励みます。

私たち職員は、支援、介護が一方的になっていないかを利用者の立場にたって、常に自己点検を行い、他者からのご意見については謙虚に受け止めるとともに、この職員倫理に反する行いは、相互にこれを見逃さず、改善のための努力を惜しみません。

令和3年1月4日

社会福祉法人 ひまわり福祉会
横浜市野庭地域ケアプラザ 所長